

公益財団法人長崎県生活衛生営業指導センターのご案内

- 指導センターは、生衛法（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律）に基づき、生衛業に関する専門指導機関として、長崎県知事が指定した公益財団法人です。
- 指導センターは、生衛業者の経営の健全化と施設の衛生水準の向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益を守るため、次のような事業を行っています。
 - 1 融資相談
 - 2 経営相談及び法律相談
 - 3 研修会や講習会の開催
 - 4 生活衛生営業に関する苦情相談
 - 5 Sマーク店の登録推進
 - 6 生衛業に関する情報の提供
 - 7 生活衛生同業組合相互の連絡調整

生活衛生同業組合に加入しましょう

- 生活衛生同業組合は生衛法に基づき長崎県知事が認可した団体です
 - 1 組合員に対する衛生施設の維持や改善、経営の健全化に対する指導
 - 2 組合員の営業に関する技能の改善向上のための事業等を通して、施設の衛生水準の確保、向上に努め、安心で、安全な地域づくりに貢献しています。
 - 組合に加入すると、次のようなメリットがあります。
 - 1 （株）日本政策金融公庫の「生活衛生融資」が有利な条件で利用できます。
 - 金利が低い
 - 融資限度額が大きい
 - 貸付期間が長い
 - 無担保、無保証人の「生活衛生改善貸付」の融資制度がある
 - 振興事業促進支援融資制度の利用で、さらに金利が低減される
 - 2 保険料が安い「美容所賠償責任補償」や「全飲連新総合賠償共済」（食中毒関係）など、お得な各種共済、保険に加入できます。
 - 3 経営、税務、法律、衛生などの無料相談が受けられます。
 - 4 技術の習得、向上など各種講習会・研修会に無料で参加できます。
 - 5 国・県・業界等の情報が広報誌等によりいち早く入手できます。
 - 6 日本音楽著作権協会のカラオケ等使用料優遇措置が受けられます。
- ◎経営の安定化と安全・安心で衛生的なお店づくりや
生衛業界の発展のためには、ひとつにまとまり連携することが必要です。
- ☆現在、長崎県内には以下の12業種の生活衛生同業組合が活動しています。（連絡先は裏面をご覧ください）
- 旅館ホテル 理容 美容 クリーニング 興行 公衆浴場
食肉 料飲業 氷雪販売業 鮭商 社交飲食業 料理業



私たちは、生衛組合が行う「組合活動推進月間（毎年11月）」を応援しています

（公財）長崎県生活衛生営業指導センター

〒850-0874 長崎市魚の町3-33 長崎県建設総合会館4階

TEL 095-824-6329 FAX 095-822-8360

ホームページはこちら



長崎県内の生活衛生同業組合一覧

組 合 名	所 在 地	電話番号 F A X 番号	ホームページ (県組合または全国組合)
旅館ホテル 生活衛生同業組合	〒850-0875 長崎市栄町5-5 F M長崎ビル2F	095-821-3544 095-821-3545	
理容 生活衛生同業組合	〒850-0854 長崎市銀屋町3-9-202	095-824-2033 095-821-2404	
美容業 生活衛生同業組合	〒850-0851 長崎市古川町5-4 K Y Oビル4F	095-823-7278 095-827-8419	
クリーニング 生活衛生同業組合	〒852-8117 長崎市平野町10-26 朝日産業交通平野ビル202号	095-895-7250 095-895-7251	
興行 生活衛生同業組合	〒857-0879 佐世保市島地町1-17	0956-25-7774 0956-25-4877	
公衆浴場 生活衛生同業組合	〒850-0033 長崎市片淵町1-2-11 白菊湯	095-823-4606 095-828-5328	
食肉 生活衛生同業組合	〒850-0053 長崎市玉園町2-28 佐原ビル2F	095-826-0003 095-822-4898	
料飲業 生活衛生同業組合	〒852-8107 長崎市浜口町5-11 山喜ビル2F	095-865-8111 095-844-4028	
氷雪販売業 生活衛生同業組合	〒850-0832 長崎市油屋町5-4 ミウラアイスカンパニー内	095-822-2914 095-822-3771	
鮪商 生活衛生同業組合	〒850-0876 長崎市賑町7-15 浦川ビル202号	095-823-1311 095-823-1311	
社交飲食業 生活衛生同業組合	〒850-0901 長崎市本石灰町5-14 加悦ビル3F	095-824-0598 095-828-5486	
料理業 生活衛生同業組合	〒850-0026 長崎市古町46 新 富	095-822-7955 095-822-7955	